

感染症対策のための学校施設開放利用のルール（R5. 5. 8 改訂）

1 趣旨

学校施設開放は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。そのため、児童・生徒を含む学校関係者及び学校施設開放利用者の安全・安心を確保するために学校施設開放の利用に当たって感染症対策のためのルールを設けます。

2 学校施設開放利用の際の感染症対策について

(1) 利用時

- ・ 手洗い、咳エチケット、換気及び健康観察など基本的な感染症対策を行ってください。
- ・ 発熱、倦怠感など明らかな体調不良がある場合は利用をお控えください。
- ・ マスクの着用については、個人の判断になります。
- ・ 各種目で各中央競技団体がガイドラインを作成している場合には、ガイドラインに沿って活動を行ってください。
- ・ 原則、活動後の清掃活動とは別に日常的な消毒作業は必要ありませんが、利用者の感染が判明した場合は、感染拡大防止対策として、活動中によく触れる場所や備品等の消毒を行ってください。

(2) 利用後

- ・ スポーツ健康課への発症したことの報告は必要ありません。
- ・ 発症した方は、発症した翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで（無症状で感染が判明した場合は検査日の翌日から5日経過するまで）学校施設の利用はできません。
- ・ 発症から10日を経過するまではウイルスを排出している可能性があるため、マスクを着用して感染を広めないよう配慮をお願いいたします。

3 感染流行時における感染症対策について

「大声での会話を控える」、「近距離で向かい合っただけの発声を控える」、「3密（密閉・密集・密接）を回避する」など状況に応じて対策を行ってください。

4 その他

「感染防止対策チェックリスト」は廃止します。

なお、緊急事態宣言等が発令された場合には、急遽対応を変更する可能性がありますので、御承知おきください。

※新型コロナウイルスはなくなりません。基本的な感染症対策につきましては引き続き御協力をお願いいたします。